

保護者の皆様

多摩市立東落合小学校  
校長 大津 嘉則

### 5月8日以降、5類感染症への移行後における本校の教育活動について

本校においては、新年度から児童及び教職員にマスクの着用を求めないことを基本としつつ、手洗いや換気等の基本的な感染症対策を継続しながら、教育活動を実施してまいりました。

現在、市内小・中学校での感染状況は落ち着いており、今後は5類感染症への移行を踏まえ、感染が落ち着いている平時には、手洗いや換気等の基本的な感染症対策を継続し、感染流行時には一時的に活動場面に応じた対策を講じるなど、感染状況に応じた対応が重要であると考えています。

以上の状況を踏まえ、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」に基づき、5月8日以降、5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について、下記の対応を基本とします。学校は児童が安心し、充実した学校生活を送れるよう、単にコロナ禍以前の姿に戻るのではなく、それぞれの教育活動の意義を改めて捉え直し、取り組んでまいります。

つきましては、下記の対応について、家庭や地域のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。なお、今後の感染状況により、対応が必要な場合には別途連絡します。

### 記

#### 1 基本的な考え方

- 感染が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を基本とする。  
(2 平時の感染症対策)
- 感染流行時には、平時の感染症対策に加え、一時的に活動場面に応じた対策を講じる。  
(3 感染流行時の対策)

#### 2 平時の感染症対策

##### (1) 家庭との連携による児童の健康状態の把握

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、児童及び教職員とも無理をせずに自宅で休養する。軽微な症状があることをもって、登校を一律に制限しない。児童に発熱等の症状が見られる場合、本人や保護者の意向に基づかず、検査キットによる自己検査を求めない。

##### (2) 適切な換気の確保

- 気候上、可能な限り常時換気を行う。(※窓を開ける幅：[目安] 10～20cm)

##### (3) 手洗い等の手指衛生

- 登校時や外から教室等に入る時、トイレの後、給食の前後など、こまめに手を洗う。手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いる。手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしない。

##### (4) 咳エチケットの指導

- 咳・くしゃみをする際は、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側などで口や鼻を押さえる

### (5) マスクの取扱い

- 児童及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とし、マスクの着脱を強いることがないようにする。

### (6) 給食等の食事をとる場面

- 食事の前後に手洗いをするとともに、会食に当たっては飛沫を飛ばさないよう注意する。児童が配膳を行う際は、衛生上の配慮から給食の白衣やマスクの着用などを行う。座席配置は、児童の喫食の向きや間隔に一律にこだわるのではなく、換気を組み合わせることなどにより、感染状況等に応じて柔軟に対応する。

### (7) 清掃

- 児童・生徒等による清掃活動により、清潔な空間を保つ。換気を十分に行うとともに、清掃用具の使用前後に手洗いを行う。

### (8) 抵抗力を高めること

- 「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」を心掛けるようにする。児童が感染症を正しく理解し、感染リスク等を自ら判断し行動できるようにする。

## 3 感染流行時の対策

### (1) 各教科等

活動場面に応じて、一時的に次の措置を講じることが考えられる。

- 教職員がマスクを着用する又は児童・生徒に着用を促すこと(着用について強いることはしません)
- 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- 児童間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

#### 【感染リスクが比較的高い学習活動】

- ・対面形式となるグループワーク等
- ・一斉に大きな声で話す活動
- ・グループで行う実験や観察
- ・合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏
- ・グループで行う調理実習
- ・組み合ったり接触したりする運動
- ・共同制作等の表現や鑑賞の活動

### (2) その他の活動

以下の活動においても、一時的に前記「(1) 各教科等」の対策を講じるとともに、実施内容や方法等を工夫する。

- ①学校行事(儀式的行事、体育的行事や文化的行事、遠足・集団宿泊的行事等の企画・実施)
- ②課外活動(大会やコンクール等の参加、練習試合や合同練習等の企画・実施)
- ③給食等の食事をとる場面(児童による配膳時や喫食時)

## 4 その他









### (1) 児童の感染が判明した場合

- 学校保健法に基づく「出席停止」の措置を講じる。
  - ・当該児童について、学習の著しい遅れが生じることのないよう学びの保障の観点に留意し、オンライン学習等を積極的に検討・実施する。
  - ・当該児童の出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快(\*1)した後1日を経過するまで」とする。なお、登校に際して、学校に陰性証明等を提出する必要はない。
  - ・5月8日以降、濃厚接触者の特定が行われないことから、感染が確認されていない児童について、直ちに出席停止の対象とする必要はない。

#### (\*1) 「症状が軽快」とは

- ・解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にある状態のこと

(参考) 発症日から登校再開までのイメージ図

発症日 (0日)	1日後	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後	7日後	8日後
	→		→		出席停止	登校再開		
	→				出席停止	登校再開		
	→					出席停止	登校再開	
	→						出席停止	登校再開



: 発症日



: 軽快した日

(2) 保護者が感染が不安で休ませたいと相談した場合

○欠席させたい事情をお聞きし、合理的な理由があると校長が判断した場合には、指導要録上、欠席とはしない。

(3) 学校内で感染が広がった場合

○現に校内で感染が広がっている可能性に対し、必要な範囲、期間において臨時休業の対応を行う。  
学級閉鎖の期間としては、5日程度(土日、祝日を含む)を目安に、感染状況や児童等への影響等を踏まえ、判断する。

[担当]

多摩市立東落合小学校

副校長 齊藤 康人

電話 042-376-6214